

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	宮崎県宮崎市

## 宮崎市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 宮崎市農政部森林水産課  
所在地 宮崎市橘通東一丁目14番20号  
電話番号 0985-21-1919  
FAX番号 0985-31-2855  
メールアドレス 15sinrin@city.miyazaki.miyazaki.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、シカ、アナグマ、タヌキ、ヒヨドリ、トバト、カラス、アライグマ、カウ
計画期間	令和 5 年度～令和 7 年度
対象地域	宮崎県宮崎市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積 (ha)	金額 (千円)
イノシシ	水稻	0. 1 5 3	1 8 0
	イモ類	0. 0 1 2	5 8
	野菜	0. 0 3 7	3 0 0
	果樹	0. 0 0 1	5
	飼料作物	0. 0 1 7	9
	その他	0. 0 0 2	0
	計	0. 2 2 2	5 5 2
サル	果樹	0. 6 9 7	5, 9 9 9
	イモ類	0. 0 3 4	1 6 5
	野菜	0. 1 0 7	2 5 2
	計	0. 8 3 8	6, 4 1 6
シカ	水稻	0. 0 1 0	1 2
	野菜	0. 0 1 2	8 3
	果樹	0. 0 0 0	7
	飼料作物	0. 0 0 5	2
	計	0. 0 2 7	1 0 4
アナグマ	水稻	0. 0 0 5	6
	野菜	0. 0 0 7	3 3
	イモ類	0. 0 0 9	4 4
	果樹	0. 0 1 1	1 0 1
	飼料作物	0. 0 0 4	2
	その他	0. 0 0 5	1
	計	0. 0 4 1	1 8 7

タヌキ	水稻	0.005	6
	野菜	0.007	33
	イモ類	0.009	44
	果樹	0.011	101
	飼料作物	0.004	2
	その他	0.005	1
	計	0.041	187
ヒヨドリ	果樹	0.015	160
ドバト	生活環境	—	—
カラス	飼料作物	0.005	2
	果樹	0.020	97
	水稻	0.009	10
	計	0.034	109
アライグマ	—	—	—
カワウ	川魚	—	—

## (2) 被害の傾向

イノシシ	被害は市内全域で見られ水稻・林産物を中心として、田の畔や法面を掘り返すなどの被害も発生している。 住宅地で目撃されることも多く、人的被害についても懸念される。
サル	果樹・イモ類を中心に農産物被害は年間を通じて発生している。また、住宅地等への出没もみられ、威嚇行為やカーポートの破損等の被害もある。
シカ	宮崎市南部地域への生息範囲の広がりに加え住宅地等への出没も増加している。苗木の食害や造林木の皮剥ぎ等の被害が多い。
アナグマ	野菜類の食害が中心であるが、住宅地等への侵入も多く生活環境被害も多い。
タヌキ	アナグマと同様の被害が見られる。特に疥癬病に罹った個体が住宅地に出没することが多く、犬猫等への伝染被害や生活環境への悪影響が懸念される。
ヒヨドリ	生活環境被害に加え、果樹の害も見られる。
ドバト	施設や住居周辺での糞害等の生活環境被害が多い。
カラス	飼料作物や果樹への被害に加え、住宅地等でゴミを漁ったり、人を威嚇するなどの事例が見られる。
アライグマ	周辺市町村での目撃情報や捕獲実績があることから、今後の被害が懸念される。
カワウ	放流した鮎等への食害がみられる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度） 【30%削減】	
	金額（千円）	面積（ha）	金額（千円）	面積（ha）
イノシシ	552	0.222	386	0.155
サル	6,416	0.838	4,491	0.586
シカ	104	0.027	72	0.018
アナグマ	187	0.041	130	0.028
タヌキ	187	0.041	130	0.028
ヒヨドリ	160	0.015	112	0.010
ドバト	—	—	—	—
カラス	109	0.034	76	0.023
アライグマ	—	—	—	—
カワウ	200	0	140	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>組織された有害鳥獣捕獲班及び野生猿特別捕獲班の有害鳥獣の捕獲活動、埋却処理等に対する組織支援を実施。</p> <p>またパトロール隊を設置し捕獲班や地元住民等と有害鳥獣に関する情報共有を図っている。</p> <p>その他狩猟者確保のため、狩猟免許費用の一部助成を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落によっては鳥獣被害に対する意識が希薄で、自己防衛への取組みが不十分。対策は捕獲のみに頼っているため捕獲班員への負担が増加している。</li> <li>・ 捕獲員自体が高齢化し、人員も不足している。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<p>交付金事業を活用した防護柵の整備に積極的に取り組んでおり、事業実施要望があった際には事前に研修会を実施し、効果的な防護柵の設置に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係者の合意形成ができず、交付金事業を活用した防護柵の設置が困難な地域も存在する。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<p>被害者に対して現地確認時等に対策についての情報提供や助言。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅地等においては野生鳥獣についての知見が乏しく、放置果樹やゴミの管理等、対策が不十分なことが多い。</li> </ul>

### (5) 今後の取組方針

従来通りの防護柵普及の取組みに併せ、研修会や追い払い活動、環境整備など地域一体となった対策を推進する。

農作物等の被害の現状や生息状況について集落全体で把握に努め、不適切な残渣処理や収穫作物の取り残し等を是正するなど野生鳥獣による被害を誘発する要因の改善を推進するとともに、新たな捕獲班員など担い手確保の推進を図り、地域ごとの野生鳥獣被害の状況に応じた適切な対策の構築を目指す。

また、地域で取り組む鳥獣害対策の充実を図るため、鳥獣被害対策マイスターや地域リーダー等の育成を推進する。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

地元猟友会からの推薦により捕獲班を編成し、イノシシ、サル、シカ等の有害鳥獣捕獲を行う。

また、アライグマ捕獲従事者の育成に努め捕獲体制を整備する。

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5～7 年度	イノシシ、サル、シカ アナグマ、タヌキ、ヒヨドリ、 ドバト、カラス、 アライグマ、カワウ	捕獲機材の導入、有害鳥獣を捕獲する 担い手の育成・確保

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシ、サル、シカ、アナグマ、タヌキについては過去3ヶ年の捕獲実績の最大捕獲頭数と同程度以上。ヒヨドリ、ドバト、カラスについては過去3ヶ年捕獲実績の平均羽数。

特定外来生物であるアライグマについては生息が確認され次第、速やかに捕獲を行う。

カワウについては状況に応じて適宜捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	1,810	1,810	1,810
サル	340	340	340
シカ	350	350	350
アナグマ	220	220	220
タヌキ	280	280	280
ヒヨドリ	30	30	30
ドバト	170	170	170
カラス	90	90	90
アライグマ	—	—	—
カワウ	—	—	—

捕獲等の取組内容
<p>今後も有害鳥獣捕獲班に協力を依頼し効率な捕獲活動を推進する。</p> <p>また、狩猟者の確保のため、継続して新規免許取得者に対する補助事業を実施する。</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業（緊急捕獲事業）においては、引き続きイノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマの捕獲について補助の対象とする。</p> <p>イノシシ、サル、シカの被害が多発している地域については通年で捕獲できる体制とし、アナグマ、タヌキ、ヒヨドリ、ドバト、カラス、カワウについても被害発生時には早急に捕獲を実施する。特定外来生物であるアライグマについては生息が確認された場合は速やかに捕獲を実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>地形的な要因等でライフル銃以外での捕獲効果が期待できないような場合に限り、十分な安全性を考慮したうえで、実施箇所や手法等を限定しライフル銃での捕獲を行う。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、サル、シカ	複合柵 8,000m 電気柵 18,000m ワイヤーメッシュ柵 2,000m	必要に応じ導入	必要に応じ導入

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、サル、シカ、ヒヨドリ、ドバト、カラス、アライグマ、カワウ	侵入防止柵設置の推進を図り、維持管理を行う各地域の管理組合等に対して破損箇所等の確認や補修等の維持管理指導を行う。		

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

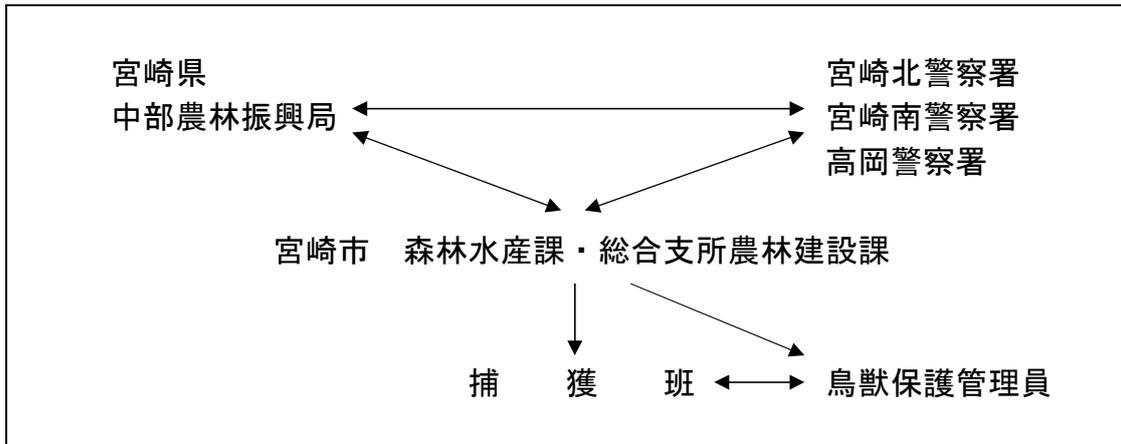
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ サル シカ	被害地域で研修会等を開催し、地域が一体となって状況の把握及び被害防止対策の検討、実施を行う。
令和6年度	アナグマ タヌキ	関係機関職員を中心に鳥獣被害対策マイスター研修の受講を推進し、各地域のリーダーとなれる人材の育成を図る。
令和7年度		地域住民の鳥獣被害に対する知見を深め、侵入防止柵の適切な管理、緩衝帯の設置、追い払い活動等を推進していく。

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮崎県中部農林振興局	連絡調整、情報の発信、初期対応
宮崎市	連絡調整、情報の発信、初期対応
捕獲班	有害鳥獣捕獲体制の整備、捕獲活動
警察署	緊急時における有害鳥獣捕獲活動協力

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、捕獲現場において生態系に影響を与えないような適切な方法で埋却処理等を行うよう捕獲者への周知を図る。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食品として活用できるものについてはほぼ自家消費としての利用。その他の用途で利用する場合には関係法令を遵守し、衛生管理を徹底した適切な方法で処理する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の実施

現時点で取組の予定は無いが、整備の要望があった場合は十分に検討を行い衛生管理や安全性等に配慮しつつ適切に事務を遂行する。  
また、設置を希望する民間事業者等に対しては補助事業の紹介等、側面的支援を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

最新の情報や研修会等の情報収集に努め、地元へ適宜周知を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	宮崎市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
宮崎県 中部農林振興局	連絡調整、情報の発信
宮崎北地区猟友会	捕獲体制の整備・捕獲活動
宮崎南地区猟友会	
東諸県地区猟友会（高岡支部・穆佐支部）	
鳥獣保護管理員	鳥獣の適正な保護管理
宮崎中央農業協同組合	農作物被害等の情報収集
宮崎中央森林組合	林産物被害等の情報収集
宮崎市 森林水産課	協議会事務局、連絡調整
宮崎市 清武総合支所 農林建設課	情報共有、連絡調整
宮崎市 高岡総合支所 農林建設課	
宮崎市 田野総合支所 農林建設課	
宮崎市 佐土原総合支所 農林建設課	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥獣被害対策地域特命チーム	被害防止対策に関する指導や助言、協力

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日	平成24年 3月19日
構成	市職員10名
活動内容	集落一体となった被害防止対策活動の普及啓発を図るとともに地域に応じた対策の構築を目指し、助言・指導を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

関係機関等の連携を密にし、情報の共有化に努め、被害集落への防止対策等の普及啓発活動を展開していく。
---

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業協同組合、森林組合等の組織と連携し、鳥獣被害対策に努める。
---------------------------------